

委第6号議案

つくば市議会委員会条例の一部を改正する条例について

上記の議案を次のとおり提出する。

令和3年12月22日

提出者 議会運営委員長 小野 泰宏

つくば市議会委員会条例の一部を改正する条例

つくば市議会委員会条例（昭和62年つくば市条例第58号）の一部を次のように改正する。

目次中「第18条」を「第18条の3」に改める。

第12条第1項中「公務」の次に「、災害、負傷」を加える。

第1章中第18条の次に次の2条を加える。

（会議の開催方法の特例）

第18条の2 委員長は、特に必要があると認めるときは、第51条第1項の規定により秘密会を開催する場合を除き、次項で定めるところにより、各委員が映像及び音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法（以下「オンライン会議システム」という。）により会議を開催することができる。

2 委員長は、オンライン会議システムにより会議を開催するときは、各委員の意見を聴いて、当該会議に必要な装置が設置された場所であって委員長が相当と認める場所を、委員ごとに指定して行うものとする。

3 オンライン会議システムにより会議を開催する場合において、委員長は、委員が第14条第2項の規定による命令に従わないときは、オンライン会議システムへの接続を解除することができる。

(参加の特例)

第18条の3 委員は、公務、災害、負傷、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため委員会の開会場所へ参集することが困難であると認められる場合において、オンライン会議システムにより会議に参加することを希望するときは、第51条第1項の規定により秘密会を開催する場合を除き、委員長の許可を得て、オンライン会議システムにより会議に参加することができる。

2 委員長は、前項の許可をするときは、当該許可を求める委員の意見を聴いて、当該会議に必要な装置が設置された場所であって委員長が相当と認める場所を指定して行うものとする。

第41条に次の2項を加える。

3 委員長は、必要があると認めるときは、委員でない議員をオンライン会議システムにより会議に参加させることができる。

4 第18条の2第2項及び第3項並びに第18条の3の規定は、前項の規定により委員長が委員でない議員をオンライン会議システムにより会議に参加させる場合について準用する。

第63条を削る。

第64条第1項中「会議中は」の次に「、携帯品により会議を妨げ」を加え、同条を第63条とし、同条の次に次の1条を加える。

(情報通信端末機の持込み等)

第64条 委員は、情報通信端末機（議会が貸与するタブレット端末及び議員の携帯電話に限る。）を、迅速かつ正確な情報の収集及び確認のため、委員会室内に持ち込み、会議に活用することができる。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(提案理由)

オンライン会議システムによる会議の開催を可能とすることに加え、委員会でタブレット等の持込みを可能とするもの。また、その他文言等所要の改正を行うものである。

つくば市議会委員会条例（昭和62年つくば市条例第58号）新旧対照表

改正後	改正前
<p>目次</p> <p>第1章 総則（第1条—<u>第18条の3</u>）</p> <p>第2章 審査— 第10章 補則 （略）</p> <p>附則 （略）</p> <p>第1章 総則</p> <p>第1条—第11条 （略）</p> <p>（欠席、遅刻又は早退の届出）</p> <p>第12条 委員は、公務、<u>災害、負傷、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため欠席し、遅刻し、又は早退するときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに委員長に届け出なければならない。</u></p> <p>2 （略）</p> <p>第13条—第18条 （略）</p> <p><u>（会議の開催方法の特例）</u></p> <p><u>第18条の2 委員長は、特に必要があると認めるときは、第51条第1項の規定により秘密会を開催する場合を除き、次項で定めるところにより、各委員が映像及び音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法（以下「オンライン会議システム」という。）により会議を開催することができる。</u></p> <p><u>2 委員長は、オンライン会議システムにより会議を開催するときは、各委員の意見を聴いて、当該会議に必要な装置が設置された場所であって委員長が相当と認める場所を、委員ごとに指定して行うものとする。</u></p> <p><u>3 オンライン会議システムにより会議を開催する場合において、委員長は、委員が第14条第2項の規定による命令に従わないときは、オンライン会議システムへ</u></p>	<p>目次</p> <p>第1章 総則（第1条—<u>第18条</u>）</p> <p>第2章 審査— 第10章 補則 （略）</p> <p>附則 （略）</p> <p>第1章 総則</p> <p>第1条—第11条 （略）</p> <p>（欠席、遅刻又は早退の届出）</p> <p>第12条 委員は、公務<u> </u>、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため欠席し、遅刻し、又は早退するときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに委員長に届け出なければならない。</p> <p>2 （略）</p> <p>第13条—第18条 （略）</p>

の接続を解除することができる。

(参加の特例)

第18条の3 委員は、公務、災害、負傷、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため委員会の開会場所へ参集することが困難であると認められる場合において、オンライン会議システムにより会議に参加することを希望するときは、第51条第1項の規定により秘密会を開催する場合を除き、委員長の許可を得て、オンライン会議システムにより会議に参加することができる。

2 委員長は、前項の許可をするときは、当該許可を求める委員の意見を聴いて、当該会議に必要な装置が設置された場所であつて委員長が相当と認める場所を指定して行うものとする。

第19条—第40条 (略)

(委員外議員の発言)

第41条 (略)

2 (略)

3 委員長は、必要があると認めるときは、委員でない議員をオンライン会議システムにより会議に参加させることができる。

4 第18条の2第2項及び第3項並びに第18条の3の規定は、前項の規定により委員長が委員でない議員をオンライン会議システムにより会議に参加させる場合について準用する。

第42条—第62条 (略)

(議事妨害の禁止)

第19条—第40条 (略)

(委員外議員の発言)

第41条 (略)

2 (略)

第42条—第62条 (略)

(携帯品)

第63条 委員会室に入る者は、帽子、外とう、えり巻の類を着用し、又はつえ、傘の類若しくは無線機類その他会議の妨げになる物を携帯してはならない。ただし、病気その他の理由により委員長の許可を得たときは、この限りでない。

(議事妨害の禁止)

第63条 何人も、会議中は、携帯品により会議を妨げ、みだりに発言し、騒ぎ、その他議事の妨害となる言動をしてはならない。

(情報通信端末機の持込み等)

第64条 委員は、情報通信端末機（議会が貸与するタブレット端末及び議員の携帯電話に限る。）を、迅速かつ正確な情報の収集及び確認のため、委員会室内に持ち込み、会議に活用することができる。

第65条 (以下略)

第64条 何人も、会議中は_____、みだりに発言し、騒ぎ、その他議事の妨害となる言動をしてはならない。

2 (略)

第65条 (以下略)